

理事	佐々木 宏	菊池郡泗水町大字亀尾 2987 番地
"	瀬戸 六生	菊池郡泗水町大字田島 1884 番地
"	岩下 憲義	菊池郡泗水町大字南田島 324 番地
監事	荒木 光雄	菊池郡泗水町大字永 769 番地
"	佐藤 法喜	菊池郡泗水町大字吉富 1467 番地
"	春田 精一	菊池郡泗水町大字田島 1816 番地

熊本県公告第 704 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 15 年 5 月 1 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により湯前町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロード湯前店
熊本県球磨郡湯前町字松原 2214 番地 外
- 2 市町村意見の概要
交通安全面につき、開店時・特売日等については、特に道路から駐車場入り口などの安全対策に万全を期すことを願います。
特に相当数の自家用車による来店が見込まれる時間帯においては、整理員を配置するなどの配慮を怠らないよう願います。
また、当該店舗周辺の地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、必要な対策を講ずる場合があったときは、適切な対応を図ることを願います。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成 15 年 10 月 10 日から平成 15 年 11 月 9 日まで

熊本県公告第 705 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 15 年 5 月 2 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により大津町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら大津店
熊本県菊池郡大津町引水字前鶴 200
- 2 市町村意見の概要
特に無し
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成 15 年 10 月 10 日から平成 15 年 11 月 9 日まで

熊本県公告第 706 号

松橋不知火都市計画事業松橋大野土地地区画整理事業の事業計画の変更について、土地地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 15 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 松橋大野土地地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 8 年 9 月 13 日から平成 17 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 松橋町大字松橋字浜田及び字前田並びに同町大字大野字浜田及び字前田の各一部
- 4 事務所の所在地 下益城郡松橋町大字大野 85 番地
- 5 設立認可の年月日 平成 8 年 9 月 13 日
- 6 変更認可の年月日 平成 15 年 10 月 2 日

登 載 依 頼

有明海自動車航送船組合監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体の監査結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年10月10日

有明海自動車航送船組合
監査委員 清浦 義 廣
同 松 本 和 彦

監 査 結 果 報 告

第1 監査の概要

有明海自動車航送船組合が財政援助している団体の監査を、平成15年8月8日及び平成15年9月16日に実施した。

監査対象団体、監査年月日、財政援助の内容及び監査に当たった当組合監査委員は、次のとおりである。

なお、監査対象事業年度は、平成14年度である。

監査対象団体	予備監査年月日	委員監査年月日	監査対象となった財政援助等の内容	監査委員
有明フェリー 振興株式会社	平成15年 8月8日	平成15年 9月16日	出資金（出資率100%）10,000,000円	清浦 義廣 松本 和彦

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財政援助団体の出納その他の事務の執行については、出資の目的に沿い、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記のとおり是正・改善事項が認められたので、当団体に対し是正等を求めた。

なお、軽易な事項については、その都度当団体に注意を行った。

2 是正・改善事項

是正または改善を要する事項が下記のとおり認められた。

(1) 当株式会社においては、平成11年度から平成13年度まで赤字が続いていたが、平成14年度は経費節減に取り組んだ結果3,367千円の当期利益が生じている。しかしながら、フェリーの利用客の減少により、売り上げの減少が続いていることから、今後とも経費の節減に努めるとともに、収益を確保する方策を検討する必要がある。

(2) 経理規程が設けられていないので、規程を定め、経理処理を行うこと。

熊本県教育委員会公告第46号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成15年10月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開催日時

平成15年10月15日（水）午後2時00分から

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室

3 議題（予定）

- (1) 熊本県立高等学校学則の一部改正について
- (2) 平成16年度熊本県立高等学校入学選抜の大綱（その2）について
- (3) 上天草市設置に伴う県立高等学校の通学区域について
- (4) 平成17年度以降の熊本県立高等学校入学選抜について
- (5) 教職員の不祥事防止対策について
- (6) 平成15年度熊本県教育功労（永年勤続）者表彰について
- (7) 熊本県産業教育審議会委員の委嘱及び任命について
- (8) 熊本県立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
- (9) 平成16年度公立高等学校生徒募集定員について
- (10) 第58回国民体育大会夏季大会熊本県選手団成績について
- (11) 第58回国民体育大会秋季大会熊本県選手団派遣について
- (12) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴受付は、会議当日午後1時30分から会議の会議前で行い、傍聴人受付簿に

- 住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
- (2) 午後1時50分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時50分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
 - 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096-383-1111 内線 6616)

熊本県上益城地域保健医療推進協議会公告第2号

熊本県上益城地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成15年10月10日

熊本県上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成15年10月20日(月曜日)
午後2時から
- 2 開催場所
上益城郡御船町御船五丁目
グレインパレス 2階 イベントホール
- 3 議題
1) 保健福祉環境の概要について
2) 第4次上益城保健医療計画について
3) 上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会実施報告
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室する。
2) 傍聴の受付は原則として先着順で行いますので、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県上益城郡御船町辺田見400番地
熊本県上益城地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県御船保健所総務企画課)
(電話 096-282-0016)

水俣市土石流災害検討委員会公告第1号

第1回水俣市土石流災害検討委員会を次のとおり開催する。

平成15年10月10日

水俣市土石流災害検討委員会

- 1 開催日時
平成15年10月17日
午後2時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ
- 3 議題
(1) 検討事項の決定
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
15人
- 5 傍聴手続
(1) 委員会の傍聴を希望する方は、受付時間内に受付に集合すること。
(2) 受付時間は、委員会開会の30分前から5分前までとする。
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定する。
(4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
水俣市土石流災害検討委員会事務局